



発行 新潟県

号外 2

平成29年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 11 新潟県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 12 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 13 新潟県県税規則等の一部を改正する規則（税務課）
- 14 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則（福祉保健課）
- 15 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（障害福祉課）
- 16 新潟県点字図書館規則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 17 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則（産業振興課）
- 18 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（産業立地課）
- 19 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）
- 20 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）
- 21 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）
- 22 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）
- 23 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 368 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額の一部改正（産業振興課）

企業局管理規程

- 3 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1797 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1798 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-92 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 14-11 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 14-12 非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

規 則

新潟県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第11号

新潟県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

新潟県情報公開審査会規則（平成7年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(部会) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u> <u>5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u>	(部会) 第4条 (略) 2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第12号

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成11年新潟県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">(事業者に対する措置)</p> <p>第3条 <u>条例第41条第1項の規定による説明又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による助言及び同条第3項の規定による是正の勧告は、その理由その他必要な事項を記載した書面を交付して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第41条第4項の規定による情報の提供は、広く県民が知ることができる方法により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(意見を述べる機会の付与の方式)</p> <p>第4条 <u>条例第41条第4項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出してするものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の意見の陳述をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(意見を述べる機会の付与の通知の方式等)</p> <p>第5条 <u>知事は、意見書の提出期限（口頭で意見の陳述をすることを認めた場合には、その日時）までに相当な期間において、当該事業者に対して、次の事項を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(1) <u>県民に提供しようとする情報の内容及びその理由</u></p> <p>(2) <u>意見書の提出先及び提出期限（口頭で意見の陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</u></p> <p>(3) <u>証拠書類又は証拠物を提出することができる旨</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により通知を受けた事業者がやむを得ない理由により意見書の提出期限の延長又は口頭による意見の陳述を行うべき日時の変更を申し出たときは、当該提出期限を延長し、又は当該日時を変更することができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成29年 5 月30日から施行する。

新潟県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第13号

新潟県県税規則等の一部を改正する規則

(新潟県県税規則の一部改正)

第1条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表(第117条関係)			別表(第117条関係)		
文書等の名称	根 拠 条 文	様 式	文書等の名称	根 拠 条 文	様 式
(略)			(略)		
減免申請書	条例第48条第2項、第70条第2項(定期に賦課するものに限る。)及び第79条第2項	(略)	減免申請書	条例第48条第2項、第70条第2項(定期に賦課するものに限る。)、第72条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)、第73条第2項及び第79条第2項	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第56条の7第2項(同条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、第70条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)	減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第56条の7第2項(同条第1項第3号から第5号までに係る自動車の取得を除く。)、第56条の14第2項、第70条第2項(定期に賦課するものを除く。)、第72条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)及び第94条第2項	(略)

自動車取得税減免申請書(救急自動車等減免用)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)
自動車取得税及び自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条例第72条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	別記第50号様式の3
自動車取得税及び自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条例第56条の7第2項(同条第1項第6号及び第7号に係る自動車の取得に限る。) 及び第72条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	別記第50号様式の3の2
自動車税減免申請書(商品中古自動車減免用)	条例第73条第2項	別記第50号様式の4
スタンプ領収による税務出納員領収印(県税領収印)	第46条	(略)
(略)		

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

納税証明印(領収日付印)のないもの、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示(***)のあるものは、納税証明書としての効力はありません。

自動車取得税減免申請書	(略)	(略)
自動車税減免申請書	(略)	(略)
自動車取得税及び自動車税減免申請書	(略)	(略)
スタンプ領収による税務出納員領収印(県税領収印)	第45条の2	(略)
(略)		

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

領収日付印のないもの又は無効の表示のあるものは、納税証明書としての効力はありません。

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

(略)

記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示 (***) のあるものは、納税証明書としての効力はありません。

(略)

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書	新潟県原符兼 払込金受領証	領収証書
(略) 口座記号番号 本税合計	(略)	(略)
(略)	口座記号番号	
(略)	本税	
納付者	合計	(略)
	(略)	
	納付者	合計 円
延滞金	(略)	

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

(略)

記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものは、納税証明書としての効力はありません。

(略)

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書	新潟県原符兼 払込金受領証	領収証書
(略) 口座番号 税額	(略)	(略)
(略)	口座番号	
(略)	本税額	
氏名	加算金	(略)
	合計金額	加算金
	(略)	合計 円
延滞金	納付者 住所氏名	
加算金	(略)	

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書

(救急自動車等減免用)

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

(略)

(略)

住所又は 所在地
氏名又は 名称
住所又は 所在地
氏名又は 名称

税 額	円
-----	---

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)	年 月 日
-----	-------

税 額	(年度分)	円
-----	--------	---

(略)

(略)

申請者 住所
氏名

印

(略)

(略)

住 所
氏 名
住 所
氏 名

税 目	自動車取得税 (年度分)
税 額	円

(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書

(略)

(略)	明昭 大平	年 月 日
-----	----------	-------

税 目	自動車税 (年度分)
税 額	円

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)	年 月 日
-----	-------

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得(特例適用等)申告書

(略)

住所 (法人の場合) 所在地	
氏名 (法人の場合) 名称	
個人番号 (法人の場合) 法人番号	
住所 (法人の場合) 所在地	
フリガナ	
氏名 (法人の場合) 名称	

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書

(略)

(略)	明昭 大平	年 月 日
-----	----------	-------

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)

不動産の取得(特例適用等)申告書

(略)

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
個人番号又は 法人番号	
住所 (所在地)	
フリガナ	
氏名 (名称)	電話番号

第95号様式（第117条関係）

自動車税の課税免除承認申請書

(略)

(略)

②巡回検診車、患者輸送車等

(略)

第95号様式（第117条関係）

自動車税の課税免除承認申請書

(略)

(略)

②巡回診療車、患者輸送車等

(略)

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第50号様式の2の次に次の3様式を加える。

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

様	年 月 日					
申請者 住所又は所在地 _____						
氏名又は名称 _____ (印) (電話 _____)						
個人番号又は法人番号 _____						
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。						
下記について減免されるよう申請します。						
登録(車両)番号 新・新潟・長岡	取得年月日 _____ 年 月 日 (新規・移転)					
所有者 住所又は所在地 _____ 氏名又は名称 _____	使用者 住所又は所在地 _____ 氏名又は名称 _____					
減免申請理由	専ら身体障害者等の利用に供する構造変更車のため					
構造変更の内容						
使用目的	特定の身体障害者等の利用に供するもの	身体障害者等(車椅子使用者を含む)	住所			
			氏名	申請者との関係 (リース車等の場合は使用者との関係)		
			生年月日	年 月 日	電話番号	
	手帳所持の有無 (有・無) (手帳を所持している場合は右欄を記入してください)	種類	身体障害者・療育・戦傷病者・精神障害者保健福祉			
		障害名				
		障害の程度				
不特定の身体障害者等の利用に供するもの	自動車を使用する事業者	名称及び所在地				
		事業内容				
税 額	(_____ 年度分) _____ 円					

※ 決 定	減 免 税 額	円
	差引き納付すべき額	円
	承認の理由	新潟県県税条例第72条第1項該当
	不承認の理由	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車取得税 減免申請書
自動車税
(構造変更車減免用)

様	年 月 日					
申請者 住所又は所在地 _____						
氏名又は名称 _____ (印) (電話 _____)						
下記について減免されるよう申請します。						
登録(車両)番号	新・新潟・長岡	取得年月日	年 月 日 (新規・移転)			
所有者	住所又は所在地	・申請者と同じ	住所又は所在地	・申請者と同じ		
	氏名又は名称	・申請者と同じ	氏名又は名称	・申請者と同じ		
減免申請理由	1 専ら身体障害者等の利用に供する構造変更車のため 2 身体障害者等の利用に供する構造変更車のため					
構造変更の内容	本体取得価額 (A)					
	構造変更に必要な費用 (B)					
	取得価額 (A) + (B)					
使用目的	特定の身体障害者等の利用に供するもの	身体障害者等(車椅子使用者を含む)	住所			
			氏名		申請者との関係 (リース車等の場合は使用者との関係)	
			生年月日	年 月 日	電話番号	
	(手帳を所持している場合は右欄を記入してください)	手帳所持の有無(有・無)	種類	身体障害者・療育・戦傷病者・精神障害者保健福祉		
			障害名			
			障害の程度			
不特定の身体障害者等の利用に供するもの	自動車を使用する事業者	名称及び所在地				
		事業内容				
使用目的欄は、減免申請理由が1に該当する場合に限り記入してください。						
税 目	自動車取得税		自動車税 (年度分)			
税 額	円		円			

※ 決 定	減 免 税 額	円	円
	差引き納付すべき額	円	円
	承認の理由	新潟県県税条例第56条の7第1項第 号該当	新潟県県税条例第72条第1項該当
	不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(商品中古自動車減免用)

様	年 月 日												
申請者 <u>住所又は所在地</u>													
氏名又は名称 _____ (印) (電話 _____)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">個人番号又は法人番号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</p>		個人番号又は法人番号											
個人番号又は法人番号													
下記について減免されるよう申請します。													
添付書類	1 商品中古自動車証明書 2 古物商許可証の写し 3 賦課期日後、申請を行う時まで減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなった場合は、当該事実を証する書類												
年度	年度	納期限	年 月 日										
減免対象となる自動車及び年税額	別紙内訳 / から / まで		計 台 円										
減免申請理由	新潟県県税条例第73条第1項の規定による商品中古自動車に該当するため												
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無		(有 ・ 無)											
有の場合、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日		年 月 日											
地方税の滞納処分を受けたことの有無		(有 ・ 無)											
有の場合、当該滞納処分の年月日		年 月 日											

※ 決 定	減免税額		円
	差引き納付すべき額		円
	承認の理由	新潟県県税条例第73条第1項該当	
	不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第3条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車税の環境性能割の賦課</u></p> <p>(5) <u>自動車税の環境性能割の徴収</u>（条例第58条の規定による証紙徴収の方法による徴収に限る。）</p> <p>(6) 証紙徴収の方法により徴収される自動車税の<u>種別割の賦課徴収</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 条例第66条の規定による自動車税の<u>種別割の税率の特例に係る決定及び告示</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;">(犯則取締り)</p> <p>第6条 法第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第73条の42、第74条の31、第98条、第144条の55、<u>第177条の3</u>、<u>第177条の25</u>、第206条及び第746条第2項の規定による県税に関する犯則事件についての質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、告発等の犯則取締りについては、その職務を行う者を知事が指定する。</p> <p style="text-align: center;">(自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)</p> <p>第10条 法第11条の9第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の<u>種別割の納付通知書</u>を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったことを証する書類を添付して行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自動車取得税の賦課</u></p> <p>(5) <u>自動車取得税の徴収</u>（条例第56条の2の規定による証紙徴収の方法による徴収に限る。）</p> <p>(6) 証紙徴収の方法により徴収される自動車税の賦課徴収</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 条例第60条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;">(犯則取締り)</p> <p>第6条 法第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第73条の42、第74条の31、第98条、<u>第140条</u>、第144条の55、<u>第175条</u>、第206条及び第746条第2項の規定による県税に関する犯則事件についての質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、告発等の犯則取締りについては、その職務を行う者を知事が指定する。</p> <p style="text-align: center;">(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)</p> <p>第10条 法第11条の9第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったことを証する書類を添付して行わなければならない。</p>

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書を除く。)は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書に限る。)について準用する。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第164条第6項及び第165条第2項の規定による自動車税の環境性能割額及びこれに係る徴収金

(5)・(6) (略)

(証紙の消印)

第44条の2 条例第58条前段、第69条第1項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印(新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。)第11条第2項の規定により定められた消印)を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第58条後段又は第69条第1項後段の規定により払い込み又は納付する徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了す

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税を納付したことを証する証明書を除く。)は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、条例第15条第1項第1号の証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税を納付したことを証する証明書に限る。)について準用する。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第125条第6項及び法第126条第1項の規定による自動車取得税額及びこれに係る徴収金

(5)・(6) (略)

(証紙の消印)

第44条の2 条例第56条の2前段、第63条第1項前段又は第92条の規定により、証紙をちよう付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印(新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。)第11条第2項の規定により定められた消印)を証紙の彩紋と申告書にかけて明りように押して消印しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 条例第56条の2後段又は第63条第1項後段の規定により払い込み又は納付する徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完

る。

(証紙代金収納計器取扱者の指定申請等)

第64条 条例第59条第1項の指定(この条において「取扱者指定」という。)を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。この場合には、当該申請者が証紙代金収納計器の使用につき県に損害を与えた場合における当該損害に係る債務に関し、連帯保証人2人を立てなければならない。

2～5 (略)

(譲渡担保財産に係る環境性能割の納税義務の免除の承認等の通知)

第74条 知事は、法第164条第2項の申告又は同条第6項の申請があつた場合において、これに対し徴収金の納税義務の免除の承認又は不承認の決定をしたときは、申告者又は申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除の承認等の通知)

第75条 知事は、法第165条第2項の申請があつた場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(条例第63条第1項第1号又は第2号の期間)

第76条 条例第63条第1項第1号の規定による知事が定める期間は1月とし、同項第2号の規定による知事が定める期間は6月とする。

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第64条第1項第4号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(課税免除の承認申請に対する通知)

第78条 知事又は局長は、条例第64条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(種別割の不均一課税承認申請等)

了する。

(証紙代金収納計器取扱者の指定申請等)

第64条 条例第56条の3第1項の指定(この条において「取扱者指定」という。)を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。この場合には、当該申請者が証紙代金収納計器の使用につき県に損害を与えた場合における当該損害に係る債務に関し、連帯保証人2人を立てなければならない。

2～5 (略)

(譲渡担保財産に係る自動車取得税の納税義務の免除の承認等の通知)

第74条 知事は、法第125条第2項の申告又は同条第6項の申請があつた場合において、これに対し徴収金の納税義務の免除の承認又は不承認の決定をしたときは、申告者又は申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の納付義務の免除の承認等の通知)

第75条 知事は、法第126条第1項の申請があつた場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(条例第56条の7第1項第1号又は第2号の期間)

第76条 条例第56条の7第1項第1号の規定による知事が定める期間は1月とし、同項第2号の規定による知事が定める期間は6月とする。

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第57条第1項第4号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(課税免除の承認申請に対する通知)

第78条 知事又は局長は、条例第57条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車税の不均一課税承認申請等)

第79条 条例第67条第2項の規定による申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 賦課期日後において所有することとなつた自動車については、条例第70条第1項の規定による申告書を提出するとき。
- 2 知事又は局長は、条例第67条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(種別割に関する報告)

第80条 条例第71条に規定する報告は、当該報告に係る請求の文書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までに行ななければならない。

(中古自動車販売業者に係る自動車税(種別割)減免申請書の添付書類)

第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 種別割の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類
- 2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)
(略)		
自動車税(種別割)納税証明書(一般の場合)	(略)	(略)

第79条 条例第61条第2項の規定による申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 賦課期日後において所有することとなつた自動車については、条例第68条第1項の規定による申告書を提出するとき。
- 2 知事又は局長は、条例第61条第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(自動車税に関する報告)

第80条 条例第69条に規定する報告は、当該報告に係る請求の文書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までに行ななければならない。

(中古自動車販売業者に係る自動車税減免申請書の添付書類)

第81条 条例第73条第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 自動車税の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類
- 2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)
(略)		
自動車税納税証明書(一般の場合)	(略)	(略)

自動車税(種別割)納税証明書 (口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明印(一般用)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明印(証紙徴収時用)	(略)	(略)
(略)		
納付(納入)書(自動車税(種別割)納税通知書用)	(略)	(略)
(略)		
減免申請書	条例第48条第2項、 <u>第72条第2項</u> (定期に賦課するものに限る。)及び第79条第2項	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、 <u>第63条第2項</u> (同条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、 <u>第72条第2項</u> (定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)
自動車税(環境性能割)減免申請書(救急自動車等減免用)	条例 <u>第63条第2項</u> (同条第1項第3号に係る自動車の取得に限る。)	(略)

自動車税納税証明書(口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合)	(略)	(略)
自動車税納税証明印(一般用)	(略)	(略)
自動車税納税証明印(証紙徴収時用)	(略)	(略)
(略)		
納付(納入)書(自動車税納税通知書用)	(略)	(略)
(略)		
減免申請書	条例第48条第2項、 <u>第70条第2項</u> (定期に賦課するものに限る。)及び第79条第2項	(略)
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、 <u>第56条の7第2項</u> (同条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)、第56条の14第2項、 <u>第70条第2項</u> (定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)
自動車取得税減免申請書(救急自動車等減免用)	条例 <u>第56条の7第2項</u> (同条第1項第3号及び <u>第4号</u> に係る自動車の取得に限る。)	(略)

自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)	条例第73条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)	条例第63条第2項(同条第1項第4号に係る自動車の取得に限る。)及び第73条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税(種別割)減免申請書(構造変更車減免用)	条例第74条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(構造変更車減免用)	条例第63条第2項(同条第1項第5号及び第6号に係る自動車の取得に限る。)及び第74条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税(種別割)減免申請書(商品中古自動車減免用)	条例第74条の2第2項	(略)
(略)		
証紙代金収納計器に付する印の印影	条例第58条	(略)
(略)		
譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書	法第164条第2項	(略)
譲渡担保財産に係る自動車税(環	法第164条第6項	(略)

自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	条例第71条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車取得税及び自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	条例第56条の7第2項(同条第1項第5号に係る自動車の取得に限る。)及び第71条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条例第72条第2項(普通徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車取得税及び自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条例第56条の7第2項(同条第1項第6号及び第7号に係る自動車の取得に限る。)及び第72条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税減免申請書(商品中古自動車減免用)	条例第73条第2項	(略)
(略)		
証紙代金収納計器に付する印の印影	条例第56条の2	(略)
(略)		
譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書	法第125条第2項	(略)
譲渡担保財産に係る自動車取得	法第125条第6項	(略)

境性能割)の納税義務免除(還付)申請書		
自動車の返還による自動車税(環境性能割)の還付申請書	法第165条第2項	(略)
自動車税(種別割)の課税免除承認申請書	条例第64条第2項	(略)
自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書	条例第67条第2項	(略)
積雪により自動車を運行できない期間の届出書	条例第66条第2項	(略)
所有権留保付自動車の買主の住所(居所)等に関する報告書	条例第71条	(略)
(略)		

第4号様式の2(第117条関係)

自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)
納付義務免除の申告に係る自動車税(種別割)
(略)

第39号様式の2の3(第117条関係)

自動車税(種別割)納税証明書

税の納税義務免除(還付)申請書		
自動車の返還による自動車取得税の納付義務免除(還付)申請書	法第126条第1項	(略)
自動車税の課税免除承認申請書	条例第57条第2項	(略)
自動車税の不均一課税承認申請書	条例第61条第2項	(略)
積雪により自動車を運行できない期間の届出書	条例第60条第2項	(略)
所有権留保付自動車の買主の住所(居所)等に関する報告書	条例第69条	(略)
(略)		

第4号様式の2(第117条関係)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)
納付義務免除の申告に係る自動車税
(略)

第39号様式の2の3(第117条関係)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)
[]	[]	[]
[]	[]	[]
(略)	(略)	(略)
・自動車税(種別割) (略)	・自動車税(種別割) (略)	・自動車税(種別割) (略)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税(種別割)納入済通知書

(略)

(略)

自動車税(種別割)

(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第39号様式の2の4 (第117条関係)

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)	(略)	(略)
平成	平成	平成
平成	平成	4
(略)	(略)	(略)
・特別地方消費税 ・自動車税 (略)	・特別地方消費税 ・自動車税 (略)	・特別地方消費税 ・自動車税 (略)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書

(略)

(略)

自動車税

(略)

第49号様式 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割) 減免申請書
(救急自動車等減免用)

(略)

(略)

新潟県県税条例第63条第1項第3号該当

第50号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)

新潟県県税条例第73条第1項該当

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略) 自動車税 (環境性能割) 自動車税 (種別割) (年度分)

(略)

新潟県県税条例第63条第1項第4号該当 新潟県県税条例第73条第1項該当

(略)

(略)

第49号様式 (第117条関係)

自動車取得税減免申請書
(救急自動車等減免用)

(略)

(略)

新潟県県税条例第56条の7第1項第 号該当

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)

新潟県県税条例第71条第1項該当

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略) 自動車取得税 自動車税 (年度分)

(略)

新潟県県税条例第56条の7第1項第5号該当 新潟県県税条例第71条第1項該当

(略)

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)

新潟県県税条例第74条第1項該当

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略) 自動車税(環境性能割) 自動車税(種別割)(年度分)

(略)

新潟県県税条例第63条第1項第 号該当 新潟県県税条例第74条第1項該当

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

(略) 新潟県県税条例第74条の2第1項の規定による商品中古自動車に該当するため

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)

新潟県県税条例第72条第1項該当

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車取得税
自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略) 自動車取得税 自動車税(年度分)

(略)

新潟県県税条例第56条の7第1 項第 号該当 新潟県県税条例第72条第1項該当

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

(略) 新潟県県税条例第73条第1項の規定による商品中古自動車に該当するため

(略)
新潟県県税条例第74条の2第1項該当

(略)

第92号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書

(略)	(住所又は所在地)
	(氏名又は名称) ㊞
下記のとおり取得した自動車は、地方税法第164条の規定に該当する譲渡担保財産であることを申告します。	(住所又は所在地)
	(氏名又は名称)

ご注意

- 1 (略)
- 2 この申告書は、自動車税 (環境性能割) 申告書と同時に提出してください。

(略)

第93号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車税 (環境性能割) の納税義務免除 (還付) 申請書

(略)	(住所又は所在地)
	(氏名又は名称) ㊞
地方税法第164条の規定により自動車税の環境性能割の納税義務免除 (還付) を申請します。	
(略)	(住所又は所在地)
	(氏名又は名称)

(略)

(略)
新潟県県税条例第73条第1項該当

(略)

第92号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書

(略)	(住所)
	(氏名) ㊞
下記のとおり取得した自動車は、地方税法第125条の規定に該当する譲渡担保財産であることを申告します。	(住所)
	(氏名)

ご注意

- 1 (略)
- 2 この申告書は、自動車取得税 申告書と同時に提出してください。

(略)

第93号様式 (第117条関係)

譲渡担保財産に係る自動車取得税の納税義務免除 (還付) 申請書

(略)	(住所)
	(氏名) ㊞
地方税法第125条の規定により自動車取得税の納税義務免除 (還付) を申請します。	
(略)	(住所)
	(氏名)

(略)

第94号様式（第117条関係）

自動車の返還による自動車税（環境性能割）の還付申請書

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

⑩

(略)

地方税法第165条の規定により、自動車税の環境性能割の還付を申請します。

(略)

自動車税（環境性能割）納付額

住所又は所在地

氏名又は名称

(略)

第95号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の課税免除承認申請書

(略)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

⑩

(略)

新潟県県税条例第64条の規定により、下記のとおり課税免除の承認を申請します。

記

(略)

住所又は
所在地

第94号様式（第117条関係）

自動車の返還による自動車取得税の納付義務免除（還付）申請書

(略)

申請者 住所
氏名

⑩

(略)

地方税法第126条の規定により、自動車取得税の納付義務免除（還付）を申請します。

(略)

自動車取得税納付額

住所

氏名

決定

自動車取得税の納付義務を免除

する。

しない。

不承認の理由

(略)

第95号様式（第117条関係）

自動車税の課税免除承認申請書

(略)

申請者 住所
氏名

⑩

(略)

新潟県県税条例第57条の規定により、下記のとおり課税免除の承認を申請します。

記

(略)

住所

氏名又は
名称

住所又は
所在地

氏名又は
名称

条例第64条第1項第2号

条例第64条第1項第3号

条例第64条第1項第4号、規
則第77条第1号

条例第64条第1項第4号、規
則第77条第2号

条例第64条第1項第4号、規
則第77条第3号

(略)

新潟県県税条例第64条第1項第 号該当

第96号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書

(略)

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称 ⑩

(略)

新潟県県税条例第67条の規定により、下記のとおり不均一課税の承認を申請
します。

記

(略)

住所又は
所在地

氏 名

住 所

氏 名

条例第57条第1項第2号

条例第57条第1項第3号

条例第57条第1項第4号、規
則第77条第1号

条例第57条第1項第4号、規
則第77条第2号

条例第57条第1項第4号、規
則第77条第3号

(略)

新潟県県税条例第57条第1項第 号該当

第96号様式 (第117条関係)

自動車税の不均一課税承認申請書

(略)

申請者 住所

氏名 ⑩

(略)

新潟県県税条例第61条の規定により、下記のとおり不均一課税の承認を申請
します。

記

(略)

住 所

氏名又は 名 称
住所又は 所在地
氏名又は 名 称

氏 名
住 所
氏 名

(略)

新潟県県税条例第67条第1項第 号該当

(略)

新潟県県税条例第61条第1項第 号該当

第97号様式 (第117条関係)

積雪により自動車を運行できない期間の届出書

(略)

住所又は 所在地
氏名又は 名 称
住所又は 所在地
氏名又は 名 称

第97号様式 (第117条関係)

積雪により自動車を運行できない期間の届出書

(略)

住 所
氏 名
住 所
氏 名

上記のとおり、新潟県県税条例第66条第2項の規定により届け出ます。

(略)

(略)

上記のとおり、新潟県県税条例第60条第2項の規定により届け出ます。

(略)

(略)

第98号様式 (第117条関係)

所有権留保付自動車の買主の住所(居所)等に関する報告書

(略)

新潟県県税条例第71条の規定により報告します。

第98号様式 (第117条関係)

所有権留保付自動車の買主の住所(居所)等に関する報告書

(略)

新潟県県税条例第69条の規定により報告します。

(略)

(略)

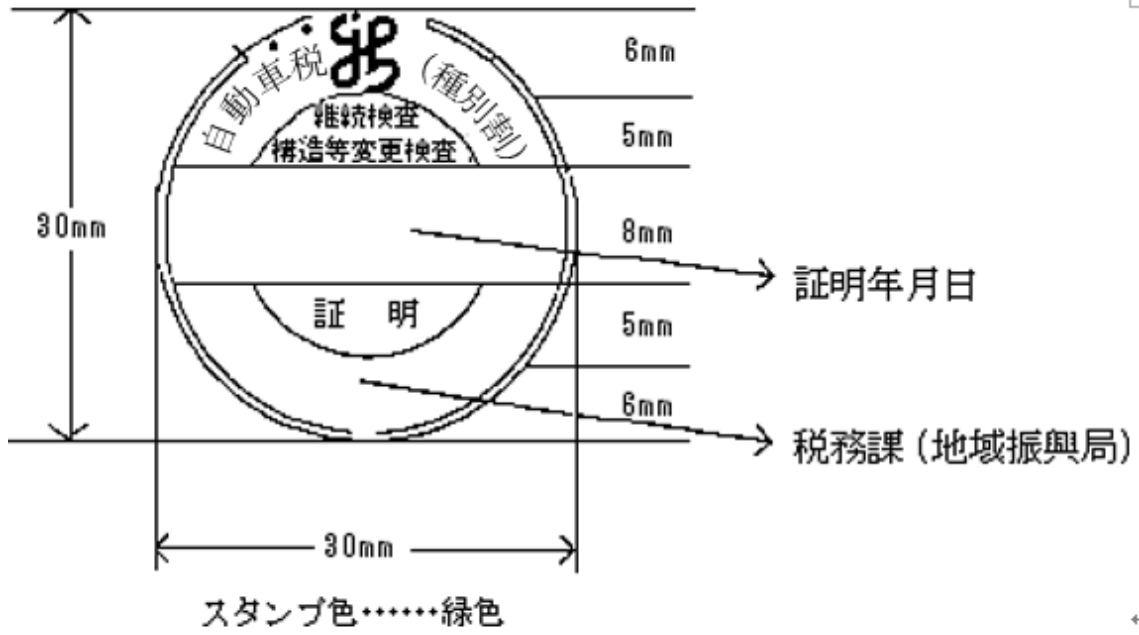
(略)

(略)

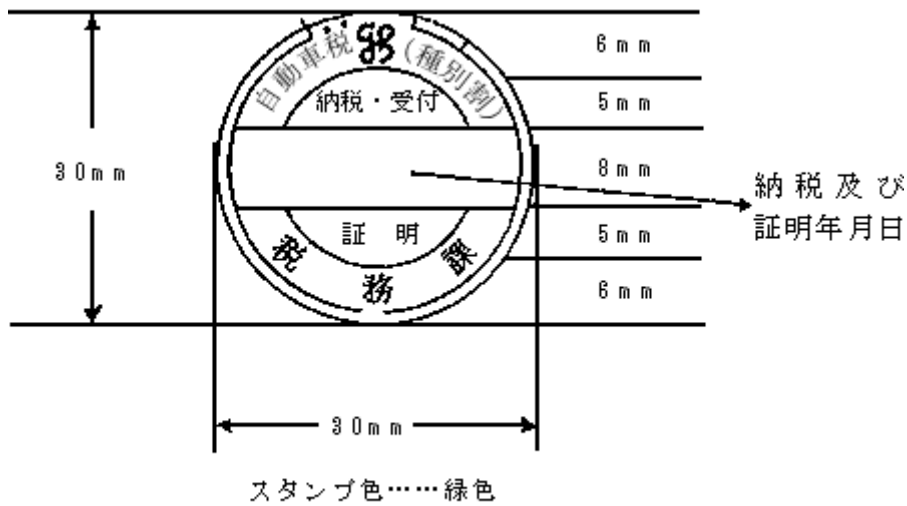
第4条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第39号様式の2の5及び別記第39号様式の2の6を次のように改める。

第39号様式の2の5 (第117条関係)



第39号様式の2の6 (第117条関係)



(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)</p> <p>第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けている場合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第44号様式 (第36条関係)</p> <p>県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類 自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けていることを証する書類</p>	<p>(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)</p> <p>第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第44号様式 (第36条関係)</p> <p>県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていることを証する書類</p>

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則(平成16年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(自動車税の環境性能割の課税免除の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第160条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第3号様式 (第4条関係)</p> <p>自動車税(環境性能割)課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、自動車税の環境性能割の課税免除を申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>(自動車取得税の課税免除の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の規定により自動車取得税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、法第122条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車取得税課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第3号様式 (第4条関係)</p> <p>自動車取得税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、自動車取得税の課税免除を申請します。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第14号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告セグメントの区分）</p> <p>第146条の2 報告セグメント（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 燕労災病院</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>（報告セグメントの区分）</p> <p>第146条の2 報告セグメント（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第15号

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

新潟県点字図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第16号

新潟県点字図書館規則の一部を改正する規則

新潟県点字図書館規則（昭和39年新潟県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県視覚障害者情報センター規則</u>	<u>新潟県点字図書館規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>新潟県視覚障害者情報センター条例</u> （昭和39年新潟県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に伴い、 <u>新潟県視覚障害者情報センター</u> （以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>新潟県点字図書館条例</u> （昭和39年新潟県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に伴い、 <u>新潟県点字図書館</u> （以下「図書館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(貸出文庫)	(貸出文庫)
第4条 貸出文庫は、視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校、視覚障害者団体 <u>その他視覚障害者の利用に供する施設</u> に貸出しするものとする。	第4条 貸出文庫は、視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校、視覚障害者団体 <u>及び点字図書館</u> に貸出しするものとする。
(寄贈)	(寄贈)
第8条 <u>センター</u> に点字刊行物等を寄贈しようとする者は、寄贈申込書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。	第8条 <u>図書館</u> に点字刊行物等を寄贈しようとする者は、寄贈申込書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。
(委託方法)	(委託方法)
第11条 一般の利用に供する目的をもって、 <u>センター</u> に点字刊行物等を委託しようとする者は、委託申込書（別記第3号様式）に現品を添え、知事の承認を受けなければならない。ただし、県から委託を依頼した場合は、この限りでない。	第11条 一般の利用に供する目的をもって、 <u>図書館</u> に点字刊行物等を委託しようとする者は、委託申込書（別記第3号様式）に現品を添え、知事の承認を受けなければならない。ただし、県から委託を依頼した場合は、この限りでない。
(委託品の返還)	(委託品の返還)
第14条 委託品は、委託者の請求又は <u>センター</u> の都合により、委託期間中においても返還することができる。	第14条 委託品は、委託者の請求又は <u>図書館</u> の都合により、委託期間中においても返還することができる。
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第17条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に <u>センター</u> の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条、第6条から第8条まで、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。	第17条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に <u>図書館</u> の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条、第6条から第8条まで、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
2 (略)	2 (略)

<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第18条 条例第9条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) <u>センター</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(管理の細則)</p> <p>第19条 条例及びこの規則に定めるもののほか、<u>センター</u>の管理に関し必要な事項は、知事が<u>センター</u>の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p>第4号様式（第18条関係） 指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p><u>新潟県視覚障害者情報センター</u>の指定管理者の指定を受けたいので、<u>新潟県視覚障害者情報センター</u>条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第18条 条例第9条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) <u>図書館</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(管理の細則)</p> <p>第19条 条例及びこの規則に定めるもののほか、<u>図書館</u>の管理に関し必要な事項は、知事が<u>図書館</u>の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</p> <p>第4号様式（第18条関係） 指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p><u>新潟県点字図書館</u>の指定管理者の指定を受けたいので、<u>新潟県点字図書館</u>条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第17号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">機 械 器 具</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 測定試験機器 (1)～(148) (略) <u>(149) マイクロフォーカスX線CT装置</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	機 械 器 具	(略)	3 測定試験機器 (1)～(148) (略) <u>(149) マイクロフォーカスX線CT装置</u>	(略)	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">機 械 器 具</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 測定試験機器 (1)～(148) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	機 械 器 具	(略)	3 測定試験機器 (1)～(148) (略)	(略)
機 械 器 具									
(略)									
3 測定試験機器 (1)～(148) (略) <u>(149) マイクロフォーカスX線CT装置</u>									
(略)									
機 械 器 具									
(略)									
3 測定試験機器 (1)～(148) (略)									
(略)									

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第18号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成15年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業立地促進地域)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された地域(以下「工場適地」という。)又は工場適地としての要件を<u>全て</u>満たし、工場立地調査簿への記載を予定している地域</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(事業用家屋の基準等)</p> <p>第5条 条例第3条の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業用家屋において業務に従事する者であって、<u>次のいずれかに該当する者</u>であること。</p> <p>ア <u>新たに採用される者</u></p> <p>イ <u>県外の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者</u></p>	<p>(産業立地促進地域)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする<u>造成済みの</u>地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。<u>ただし、第1号から第4号までに掲げる地域</u>にあつては、当該地域の工場用地面積が1ヘクタール以上のものに<u>限る</u>。</p> <p>(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された地域(以下「工場適地」という。)又は工場適地としての要件を<u>すべて</u>満たし、工場立地調査簿への記載を予定している地域</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(事業用家屋の基準等)</p> <p>第5条 条例第3条の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業用家屋において業務に従事する者(<u>県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事することとなる者を除く。</u>)であること。</p>

ウ 県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者（当該配置転換等に応じて、当該他の事務所又は事業所においてア又はイに該当する者が業務に従事することとなる者に限る。）

2 (略)

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申請又は申告)

第7条 条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

(略)		
不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

産業立地促進地域指定申出書

(略)

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第2条第2項の規定に基づき、下記により申し出ます。

記

1 地域の名称等

(略)	
第4条各号の該当状況(該当番号を○で囲むこと。)	1 工場適地又はその予定地域 2 都市計画法に基づく準工業地域、工業地域又は工業専用地域 3 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区 4 市町村等が整備した地域

2 (略)

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申請又は申告)

第7条 条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

(略)		
不動産取得税	課税の免除の措置を受けようとする不動産の取得の日から60日以内	(略)

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

産業立地促進地域指定申出書

(略)

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第2条第1項の規定に基づき、下記により申し出ます。

記

1 地域の名称等

(略)		
造成の状況	造成完了年月日	年 月 日
	造成済みの団地の全体面積(A)	ha
	造成済みの工場用地面積(B)	ha
	(B)のうち分譲可能面積	ha

	5	1から4までに準ずるものとして知事が適当と認める地域
区域の現況		
面積		ha
備考		

- 注 1 「区域」欄には、申出地域の字名を記載することとし、字の全部を含む場合は「の全部」を、字の一部を含む場合は「の一部」を字名の次に付け加えること。
- 2 「区域の現況」欄には、造成済み・未造成の別、造成予定がある場合はその時期等を記入すること。
- 3 「第4条各号の該当状況」欄の5に該当する場合は、その理由等を「備考」欄に記入すること。

2 (略)
(略)

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1～7 (略)

8 雇用計画

(1) 当該事業用家屋の常用雇用者数

事業用家屋の名称				
区分	新規採用	県外の他の事務所	県内の他の事務所	合計
			Cのうち、当該他	A+B+

造成事業主体

注 「区域」欄には、申出地域の字名を記載することとし、字の全部を含む場合は「の全部」を、字の一部を含む場合は「の一部」を字名の次に付け加えること。

2 申出地域の地区指定の状況

- (1) 低開発地域工業開発促進法に基づく低開発地域工業開発地区
- (2) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区
- (3) 山村振興法に基づく振興山村の区域
- (4) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域

注 申出地域が地区指定を受けている場合には、該当する番号を○で囲むこと。

3 (略)
(略)

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1～7 (略)

8 雇用計画

(1) 当該事業用家屋の常用雇用者数

区分	新採用	県外の他の事務所等からの転用	県内の他の事務所等からの転用	合計	
				A+B+C	A+B

	等からの 配置転換 等	等からの 配置転換 等	の事務所等にお いて新規採用又 は県外の他の事 務所等からの配 置転換等を伴う 者	D
	A	B	C	D
				E

(略)

注 D欄に記入がある場合は、(2)を記入すること。

(2) 当該事業用家屋に係る人員計画終了日までの県内の他の事務所等における当該事業用家屋への配置転換等に応じた新規採用又は配置転換等の状況

事務所等の名称及び所在地		合 計			
区	分	新規採用	県外の他の事務所等からの配置転換等	新規採用	県外の他の事務所等からの配置転換等
人員計画	事業開始日前までの計画 <u>a</u>				
	事業開始日から人員計画終了日までの計画 <u>b</u>				
	人員計画終了日における人数 (年月日現在) <u>a + b</u> <u>c</u>				

	A	B	C	D
				E

(略)

(2) 当該事業用家屋に係る人員計画終了日までの県内の事務所又は事業所全体の常用雇用者数

区	分	新採用	県外の他の事務所等からの転用	県外の他の事務所等への転用	離職	合 計 A+B-C-D
		A	B	C	D	E
人員計画	当該事業用家屋の新(増)設前の人数(年月日現在) <u>a</u>					
	事業開始日前までの計画 <u>b</u>					
	事業開始日から人員計画終了日までの計画 <u>c</u>					
人員計画終了日における人数 (年月日現在) <u>a + b + c</u> <u>d</u>						

9・10 (略)
(略)

第6号様式 (第7条関係)

不動産取得税課税免除申請書

(略)								
事業用地	所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日
			登記 m ²	実測 m ²	登記 m ²	実測 m ²		建設着手(予定) 年 月 日
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
事業用家屋	所在地	用途	構造		床面積	左のうち申請面積	取得年月日	
					m ²	m ²	事業供用(予定) 年 月 日	
							・ ・	
							・ ・	
							・ ・	
							・ ・	
							・ ・	
居住の用に供する部分の有無			有 (m ²) ・ 無					

9・10 (略)
(略)

第6号様式 (第7条関係)

不動産取得税課税免除申請書

(略)								
事業用家屋	所在地	用途	構造		床面積	左のうち申請面積		
					m ²	m ²		
居住の用に供する部分の有無			有 (m ²) ・ 無					
事業用地	所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日
			登記 m ²	実測 m ²	登記 m ²	実測 m ²		建築着手年月日
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・

(略)

(略)

第2条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(事業用家屋の対象となる資産)</u></p> <p>第2条 <u>条例第1条の2の規則で定める資産は、同条に規定する家屋の新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号並びに法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に該当するものであって、事業の用に供するものとする。</u></p> <p><u>(事業用家屋の基準等)</u></p> <p>第3条 <u>条例第1条の2の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</u></p> <p><u>(1) 県内に住所を有する者であること。</u></p> <p><u>(2) 当該事業用家屋において業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ア 新たに採用される者</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 県外の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ウ 県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者（当該配置転換等に応じて、当該他の事務所又は事業所においてア又はイに該当する者が業務に従事することとなる者に限る。）</u></p> <p>2 <u>条例第1条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p>第1条 (略)</p>

(1) 事業用家屋の立地が、当該地域の土地利用計画、振興に関する計画等に適合するものであり、かつ、当該地域の産業の発展に支障を来さないものであること。

(2) 事業用家屋が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じているものであること。

第4条 (略)

第5条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

(事業用家屋の対象となる資産)

第4条 条例第3条の規則で定める資産は、同条に規定する家屋の新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産のうち所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号並びに法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号及び第2号に該当するものであって、事業の用に供するものとする。

(事業用家屋の基準等)

第5条 条例第3条の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 県内に住所を有する者であること。

(2) 当該事業用家屋において業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 新たに採用される者

イ 県外の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者

ウ 県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者(当該配置転換等に応じて、当該他の事務所又は事業所においてア又はイに該当する者が業務に従事することとなる者に限る。)

2 条例第3条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業用家屋の立地が、当該地域の土地利用計画、振興に関する計画等に適合するものであり、かつ、当該地域の産業の発展に支障を来さないものであること。

(2) 事業用家屋が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然

(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 (略)

(事業の範囲)

第6条の2 (略)

2 条例第5条第2号の規則で定める水産動植物の養殖業は、生育環境を制御することにより、季節及び天候に左右されず、水産動植物を計画的かつ安定的に生産する施設において水産動植物の生産を行う業とする。

3 条例第5条第4号の規則で定める情報通信業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(3) (略)

4 条例第5条第7号の規則で定める情報通信技術利用業は、専ら情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業をいう。)を行う業とする。

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)

第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号

に防止するために必要な措置を講じているものであること。

(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 (略)

(事業の範囲)

第6条の2 (略)

2 条例第5条第3号の規則で定める情報通信業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(3) (略)

3 条例第5条第6号の規則で定める情報通信技術利用業は、専ら情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業をいう。)を行う業とする。

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申請又は申告)

第7条 条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限	法人県民税及び事業税不均一課税申告書(中間、確定、修正)(別記第4号様式)
法人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人県民税及び事業税不均一課税申告書(予定)(別記第5号様式)
個人事業税	(略)	(略)
(略)		

2 (略)

(承継)

第8条 合併その他の理由により、事業用家屋を新設し、又は増設した者から当該事業用家屋に係る事業を承継した者が条例第2条の2若しくは第3条に規定する不均一の課税の措置又は条例第4条に規定する課税の免除の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

1 (略)

(この規則の失効)

2 この規則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(この規則の失効に伴う経過措置)

3 条例附則第3項又は第4項の規定によりなおその効力を有することとされる条例第2条の2から第9条までの規定に基づく第6条から第8条までの規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

個人事業税	(略)	(略)
法人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人事業税不均一課税申告書(中間、確定、修正)(別記第4号様式) 法人事業税不均一課税申告書(予定)(別記第5号様式)
(略)		

2 (略)

(承継)

第8条 合併その他の理由により、事業用家屋を新設し、又は増設した者から当該事業用家屋に係る事業を承継した者が条例第3条に規定する不均一の課税の措置又は条例第4条に規定する課税の免除の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

1 (略)

(この規則の失効)

2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(この規則の失効に伴う経過措置)

3 条例附則第3項又は第4項の規定によりなおその効力を有することとされる条例第3条から第9条までの規定に基づく第4条から第8条までの規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式 (第5条関係)

産業立地促進地域指定申出書

(略)

第3号様式 (第7条関係)

個人事業税不均一課税申請書

(略)

注 次の書類を添付すること。

- 1 (略)
- 2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第1条の2に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類
(1)～(5) (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

産業立地促進地域指定申出書

(略)

第3号様式 (第7条関係)

個人事業税不均一課税申請書

(略)


注 次の書類を添付すること。

- 1 (略)
- 2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第3条に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類
(1)～(5) (略)

第3条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式(第7条関係)

		整理番号	※	管理番号	※					
受 付 印  年 月 日 地域振興局長 様	所在地	発行年月日		確認欄			精査 検査	台帳 登載		
		通信日付印	確認印		担当					
		年 月 日								
	事業種目	資本金の額又は 出資金の額			円					
	代表者 氏名印	この申告に 応答する 係及び担当 者氏名印			係					
	経理責任者 氏名印	電話番号			電話					
県民税 法人 事業税		不均一課税申告書			(中間 確定 修正)					
年 月 日から 年 月 日まで		の事業年度分又は連結事業年度分								
県 民 税 (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(ア)			円			
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(イ)			円			
	法人税割額(ア)又は(イ)×(/100)			(ウ)			円			
	既に納付の確定した当期分の法人税割額			(エ)			円			
	この申告により納付すべき法人税割額			(ウ) - (エ)			円			
事 業 割 税	新潟県分の所得金額の総額		円		新潟県分の収入金額の総額		円			
	適 要	新潟県離島振興 対策実施地域に おける工場等 の誘致等に関する 条例等による課 税免除適用部分 の課税標準	新潟県産業立地を促進するための の県税の特例に関する条例			その他の部分			納付すべき 税額 (オ)+(カ)	
			不均一課税適用 部分の課税標準	税率	税 額	課税標準	税率	税 額		
	所 得 割	年400万円以下の金額								
		年400万円を超え年 800万円以下の金額								
		年800万円を超える 金額								
		合計								
		軽減税率不適用法 人の金額								
	付 加 価 値 割									
	資 本 割									
収 入 割										
事 業 税 額 計				(オ)			(カ)	(キ)		
既に納付の確定した当期分の事業税額									(ク)	
この申告により納付すべき事業税額						(キ)-(ク)				
不均一課税の適用年度		第 年度		事業の用に供した日		年 月 日				

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (3) 「既に納付の確定した当期分の法人税割額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。
- (4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (5) 「新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除適用部分の課税標準」欄、「新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例」の「不均一課税適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表の②、⑤及び⑥欄の課税標準を移記すること。
- (6) 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第1条の2に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類
 - ア 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書の写し
 - イ 法人税法施行規則別表16(1)又は(2)の写し
 - ウ 法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる設備の取得価額の合計額が1億円を超えていることを証する書類
 - エ 増加する雇用者が3人以上であることを証する書類
 - オ その他地域振興局長が必要と認める書類

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名								
区 分	事業の用に供した日	固定資産の 価額又は従 業者数	所得割又は収入割										
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万 円以下の金額			年800万円を超える金額又 は軽減税率不適用法人の金 額若しくは収入金額			計	
			課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 率	税 額	課税標準	税 額
総 額 ①			円		円	円		円	円		円	円	円
課税免除の適用部分 ②													
不均一課税 の適用部分	③	年 月 日											
	④	年 月 日											
	小 計 ⑤												
その他の部分 ⑥													
合 計 ⑦													
備 考													

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、課税免除の適用部分と不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 所得を課税標準とする事業と収入金額を課税標準とする事業を併せ行う法人については、所得を課税標準とする事業に係る部分と収入金額を課税標準とする事業に係る部分とを別葉に記載すること。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㉓欄を除く。）又は「収入割」欄（㉔欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ③及び④の欄には、不均一課税の適用を受ける事業用家屋の名称を記入すること。
- 4 ②から④まで及び⑥の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」の欄の固定資産の価額又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

第5号様式(第7条関係)

		整理番号	※	管理番号	※				
付 受印 年 月 日 地域振興局長 様	所在地	発信年月日		確認欄		精査 検算	台帳 登載		
		通信日付印	確認印		担当				
		年 月 日							
	法人名	事業種目		資本金の額又は 出資金の額		円			
	代表者 氏名印	⑩		この申告に 応答する 係及び 担当者 氏名印		係 ⑩			
	経理責任者 氏名印	⑩		電話番号					
法人 県民税 不均一課税申告書(予定) 事業税 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分									
この申告の期間	前事業年度又は前連結事業年度の期間	前事業年度又は前連結事業年度の県民税額(法人税割額)(注)	納付すべき 県民税額(法人税割額)(注)	前事業年度の 事業税額	納付すべき 事業税額				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円				
前事業年度又は前連結事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の明細書									
県 民 税 (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(ア)		円			
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(イ)		円			
	法人税割額(ア)又は(イ)×(/100)					円			
事 業 税	適 要	新潟県離島振興 対策実施地域に おける工場等 の誘致等に関する 条例等による課 税免除適用部分 の課税標準	新潟県産業立地を促進するための の県税の特例に関する条例	不均一課税適用 部分の課税標準	税率	税 額	その他の部分 課税標準 税率 税 額	合計事業税 額 (ウ)+(エ)	
	所 得 割	年400万円以下の金額							
		年400万円を超え年 800万円以下の金額							
		年800万円を超える 金額							
		合 計							
		軽減税率不適用法 人の金額							
	付 加 価 値 割								
資 本 割									
収 入 割									
事 業 税 額 計					(ウ)		(エ)	(オ)	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「納付すべき県民税額（法人税割額）」欄には、地方税法第53条第1項又は第2項の規定によって算出した県民税法人税割額を記入すること。
- (3) 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

(裏)

(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例施行規則(平成4年新潟県規則第108号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(不均一課税の申請)			(不均一課税の申請)		
第2条 条例第2条の規定による県税の不均一の課税を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書を、課税地を所管する地域振興局長に提出しなければならない。			第2条 条例第2条の規定による県税の不均一の課税を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書を、課税地を所管する地域振興局長に提出しなければならない。		
不動産取得税	個人にあっては不均一の課税を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては不均一の課税を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	不均一の課税を受けようとする不動産の取得の日から60日以内	(略)
(略)			(略)		

別記

第1号様式(第2条関係)

不動産取得税不均一課税申請書

(略)						
土	所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積	取得年月日
			登記	実測		家屋建設着手(予定)年月日
地			m ²	m ²	m ²	・
						・
						・
						・
	所在地	用途	構造	床面積	取得年月日	

別記

第1号様式(第2条関係)

不動産取得税不均一課税申請書

(略)						
家	所在地	用途	構造	床面積	取得年月日	
					事業供用開始年	月日
屋				m ²	・	・
					・	・
					・	・
					・	・
	所在地	地目	取得面積	左のうち	取得年月日	

家 屋				事業供用開始 (予定)年月日	土 地		登記	実測	ち申請 面積	家屋建設着手 年月日
			m ²	・			m ²	m ²	m ²	・
				・						・
				・						・
				・						・
(略)					(略)					
(略)					(略)					

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(課税免除の申請又は申告)			(課税免除の申請又は申告)		
<p>第3条 条例第2条第1項の規定による県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p>			<p>第3条 条例第2条第1項の規定による県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p>		
(略)			(略)		
不動産取得税	個人にあっては課税免除を受けようとする不動産を 事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、 法人にあっては課税免除を受けようとする不動産を 事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税 の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	課税免除を受けようとする不動産の取得の日から60 日以内	(略)
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		
<p>第5号様式（第3条関係） 不動産取得税課税免除申請書</p>			<p>第5号様式（第3条関係） 不動産取得税課税免除申請書</p>		

(略)								
土	所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日 建設着手 (予定)年月日
			登記	実測	登記	実測		
			m ²	m ²	m ²	m ²		・ ・
地								・ ・ ・ ・
	所在地	用途	構造		床面積	左のうち申請面積	取得年月日 事業供用 (予定)年月日	
					m ²	m ²	・ ・	
							・ ・ ・ ・	
家	所在地	用途	構造	床面積	左のうち申請面積	取得年月日 事業供用 (予定)年月日	取得年月日 建築着手 年 月 日	
屋							・ ・	
							・ ・ ・ ・	
(略)								
(略)								

(略)									
家	所在地	用途	構造	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日 建築着手 年 月 日
				登記	実測	登記	実測		
屋									m ² m ²
									・ ・ ・ ・
土	所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日 事業供用 (予定)年月日	
			登記	実測	登記	実測			
地			m ²	m ²	m ²	m ²		・ ・ ・ ・	
								・ ・ ・ ・	
(略)									
(略)									

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

屋				m ²	m ²	・	・
						・	・
						・	・
						・	・
						・	・
						・	・
(略)							
(略)							

地								・	・
								・	・
								・	・
(略)									
(略)									

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則（平成16年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																										
(不動産取得税の課税免除の申請)	(不動産取得税の課税免除の申請)																										
<p>第3条 条例第3条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第15条に規定する収益事業を行う場合にあっては免除を受けようとする不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに、同条に規定する収益事業を行わない場合にあっては免除を受けようとする不動産を特定非営利活動事業の用に供した日の属する事業年度終了の日から2月以内に、別記第2号様式による不動産取得税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第3条 条例第3条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、免除を受けようとする不動産の取得の日から60日以内に、別記第2号様式による不動産取得税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。</p>																										
第2号様式 （第3条関係）	第2号様式 （第3条関係）																										
不動産取得税課税免除申請書	不動産取得税課税免除申請書																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">地目</th> <th style="width: 10%;">取得面積</th> <th style="width: 10%;">左のうち申請面積</th> <th style="width: 10%;">申請部分の用途</th> <th style="width: 10%;">取得年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table>		所在地	地目	取得面積	左のうち申請面積	申請部分の用途	取得年月日								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">用途</th> <th style="width: 10%;">構造</th> <th style="width: 10%;">床面積</th> <th style="width: 10%;">左のうち申請面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">家</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">m²</td> <td style="border: none;">m²</td> </tr> </tbody> </table>		所在地	用途	構造	床面積	左のうち申請面積	家				m ²	m ²
	所在地	地目	取得面積	左のうち申請面積	申請部分の用途	取得年月日																					
	所在地	用途	構造	床面積	左のうち申請面積																						
家				m ²	m ²																						

土 地			登記	実測	登記	実測		事業供用 (予定)年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
								・ ・
家	所在地	用途	構造		床面積	左のうち 申請面積	取得年月日	事業供用 (予定)年月日
					m ²	m ²	・ ・	
							・ ・	
							・ ・	
屋							・ ・	
							・ ・	
							・ ・	
(略)								
(略)								

屋								
土	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分の用途	
			登記	実測	登記	実測		
地			m ²	m ²	m ²	m ²		
取得年月日		年 月 日						
(略)								
(略)								

(新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(課税免除の申請)	(課税免除の申請)
第3条 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それ	第3条 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それ

土							(予定)年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²	・
							・
							・
							・
地							・
							・
							・
							・
							・
家	所在地	用途	構造		床面積	左のうち 申請面積	取得年月日 事業供用 (予定)年月日
					m ²	m ²	・
							・
							・
							・
屋							・
							・
							・
							・
							・

(略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条から第9条までの規定並びに第2条中新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（以下「産業立地条例施行規則」という。）附則第2項の改正は公布の日から、同条中産業立地条例施行規則第6条第3項の改正は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第1条第1号に規定する日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(法人の県民税の特例に関する条例施行規則の廃止)
- 法人の県民税の特例に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第35号）は、廃止する。
(法人の県民税の特例に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第19号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前項の規定による廃止前の法人の県民税の特例に関する条例施行規則の規定の適用については、同規則別記第1号様式中「(ア)又は(イ)×(3.6/100)」とあるのは「(ア)又は(イ)×(/100)」とする。

土	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分 の用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		建設着手 年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		・
								・
								・
地								・
								・
								・
								・
								・

(略)

(この規則の失効)

- 4 第2条中産業立地条例施行規則第6条の改正は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する第2条の規定による改正後の産業立地条例施行規則第6条の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。
 - 5 改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が当該規定に対応する第3条の規定による改正後の産業立地条例施行規則の規定の内容と異なることとなるときは、同条の規定による改正後の産業立地条例施行規則別記第5号様式中「、第6項及び第7項」とあるのは「及び第6項」とする。
-

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第19号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章（略） 第2章 普通課程の普通職業訓練（第4条— <u>第26条の2</u> ） 第3章～第6章（略） 附則 第26条 （略） <u>（実施に関する細則）</u> 第26条の2 この章に定めるもののほか、普通課程の普通職業訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。 （入校の許可等） 第30条 （略） 2（略） 3 前条第2項の在職者訓練受講申込書の提出があつた場合において、訓練を受けようとする者の総数が当該訓練の訓練定員に満たないときは、校長は、当該訓練を実施しないことができる。この場合において、校長は、当該訓練を実施しない旨を当該訓練を受けようとする者に通知するものとする。	目次 第1章（略） 第2章 普通課程の普通職業訓練（第4条— <u>第26条</u> ） 第3章～第6章（略） 附則 第26条 （略） （入校の許可等） 第30条 （略） 2（略） 3 前条第3項の在職者訓練受講申込書の提出があつた場合において、訓練を受けようとする者の総数が当該訓練の訓練定員に満たないときは、校長は、当該訓練を実施しないことができる。この場合において、校長は、当該訓練を実施しない旨を当該訓練を受けようとする者に通知するものとする。

(寄宿料)

第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,030円
- (2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 1,630円

別表第1 (第4条の2関係)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
(略)						

(寄宿料)

第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,550円
- (2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 2,200円

別表第1 (第4条の2関係)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
(略)						
オフィスビジネス系	ビジネススタッフ科 (OA事務科)			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の工作物 機械	教室 実習場 事務用機器類 情報処理用機器類
		一般的	1系基礎		その他	器具及び用具類 計測器類 教材類

な事務 及び○ A機器 の操作 における基礎 的な技能及び これに 関する 知識	(1) 学科 ア 事務一般 イ ○A機器 ウ コミュニ ケーション 概論 エ 応接法 オ 安全衛生	200
	(2) 実技 ア 事務処理 基本実習 イ ○A機器 操作基本実 習 ウ 応接実習 エ コミュニ ケーション 実習 オ 安全衛生 作業法	230
○A機 器の操 作及び ○A事 務にお ける技 能及び これに 関する 知識	2 専攻 (1) 学科 ア 文書実務 イ 簿記及び 会計 ウ ○A機器 操作法 エ プレゼン テーション 概論	210
	(2) 実技 ア 簿記及び	320

			会計実習 イ OA機器 操作実習 ウ プレゼン テーション 実習		
(略)					

別表第2 (第27条の2 関係)

- (1) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練
(略)
- (2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期間 及び訓練 時間(単位 は時間と する。)	設 備	
				種 別	名 称
(略)					
溶接科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)					

別表第2 (第27条の2 関係)

- (1) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練
(略)
- (2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期間 及び訓練 時間(単位 は時間と する。)	設 備	
				種 別	名 称
(略)					
溶接科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ビジネススタッフ科 (OA事務科)			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物そ の他の 工作物	教室 実習場
				機械	事務用 機器類 情報処 理用機 器類
				その他	器具及 び用具

				類 計測器 類 教材類
事務及び OA機器の 操作にお ける技能 及びこれ に関する 知識	1 学科	200		
	(1) 事務一般 (2) 文書実務 (3) 簿記及び会 計 (4) OA機器 (5) OA機器操 作法 (6) 安全衛生			
	2 実技	300		
	(1) 事務処理基 本実習 (2) 簿記及び会 計実習 (3) OA機器操 作実習 (4) 応接実習 (5) コミュニケ ーション実習 (6) プレゼンテ ーション実習 (7) 安全衛生作 業法			

別記

第1号様式（第6条関係）

(略)

入校願書

別記

第1号様式（第6条関係）

(略)

入校願書

(略)			
※ 取扱公共職業安定所	公共職業安定所	担当者氏名	
		受講あつせん区分 (見込)	
新潟県収入証紙貼付欄			

注 1・2 (略)
 3 写真は、願書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

第2号様式 (第6条、第29条関係)

入校申込書

(略)			
(略)			
<table border="1"> <tr> <td>第 2 希 望</td> </tr> <tr> <td>(希望のある場合のみ記入)</td> </tr> </table>		第 2 希 望	(希望のある場合のみ記入)
第 2 希 望			
(希望のある場合のみ記入)			
<table border="1"> <tr> <td>職 歴</td> </tr> <tr> <td>(最近のものから順に記入)</td> </tr> </table>		職 歴	(最近のものから順に記入)
職 歴			
(最近のものから順に記入)			

(略)	
受講あつせん区分 (見込)	受講指示・受講推薦・支援指示
その他(優先枠、訓練手当等)	

注 1 (略)
 2 写真は、申込書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

第2条 新潟県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。
 別記第5号様式を次のように改める。

(略)	
取扱公共職業安定所名	※ 公共職業安定所
新潟県収入証紙はり付け欄	

注 1・2 (略)
 3 写真は、願書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けてください。

第2号様式 (第6条、第29条関係)

入校申込書

(略)		
(略)		
<table border="1"> <tr> <td>第 2 希 望</td> </tr> </table>		第 2 希 望
第 2 希 望		
<table border="1"> <tr> <td>職 歴</td> </tr> </table>		職 歴
職 歴		

(略)	
そ の 他	

注 1 (略)
 2 第2希望の欄は、第2希望のある場合のみ記載してください。
 3 職歴の欄は、最近のものから順に記載してください。
 4 写真は、申込書提出日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けてください。

第5号様式 (第29条、第37条関係)

在職者訓練受講申込書

年 月 日

新潟県立 テクノスクール校長 様

訓練科				科
(ふりがな) 氏名		生 年 月 日	年 月 日	(歳)
現住所	〒 電話番号 () -			
職務内容		受講訓練科に関する 実務経験年数		年
所属事業所名				
事業所所在地	〒 電話番号 () -			
事業所の規模	1 (1~29人)	2 (30~99人)	3 (100~299人)	
	4 (300~499人)	5 (500~999人)	6 (1,000人以上)	
受講料納入者	1 所属事業所 ・ 2 受講者			
当校からの 連絡先	1 所属事業所 (連絡担当者氏名 :) ・ 2 受講者			
	「2 受講者」を選択した場合、所属事業所への連絡 可 ・ 不可			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。
-

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第20号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成 8 年新潟県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（更新の許可申請等）</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>（点検）</u></p> <p>第14条の2 <u>条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める簡易な広告物等は、簡易広告物等とする。</u></p> <p><u>2 条例第18条の2第2項の規則で定める広告物等は、第16条第2項に規定する広告物等であって条例の規定による許可に係るものとする。</u></p> <p><u>3 条例第18条の2第2項の規則で定める者は、第16条第3項各号に掲げる者とする。</u></p> <p>第2号様式（第3条、第7条、第12条関係） 広告物等表示（設置）完了届 （略） 下記のとおり広告物等の表示（設置）が完了したので、新潟県屋外広告物条例施行規則第3条の規定により、当該広告物等のカラー写真を添えて届け出ます。 <u>なお、表示（設置）を完了した広告物等は、許可申請書の添付書類のとおりであり、本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷はありません。</u> （略）</p>	<p>（更新の許可申請等）</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>2 前項第2号の広告物等点検書（第16条第2項に規定する広告物等に係るものに限る。）を作成する場合は、屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又は第16条第3項各号に掲げる者の点検を受けなければならない。</u></p> <p>第2号様式（第3条、第7条、第12条関係） 広告物等表示（設置）完了届 （略） 下記のとおり広告物等の表示（設置）が完了したので、新潟県屋外広告物条例施行規則第3条の規定により、当該広告物等のカラー写真を添えて届け出ます。</p> <p>（略）</p>

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第21号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条 （略）</p> <p><u>（軽微な変更に関する証明書の交付）</u></p> <p>第 2 条 <u>建築主又は国等の機関の長は、省令第11条に規定する計画の変更が省令第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更</u>に該当していることを証する書面（以下「<u>軽微変更該当証明書</u>」という。）の交付を求めるときは、別に定める様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、知事に申請をしなければならない。</p> <p>2 <u>知事は、省令第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更</u>に該当すると認めるときは、別に定める様式による<u>軽微変更該当証明書</u>に前項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、前項の申請をした建築主又は国等の機関の長に交付する。</p> <p>3 <u>前2項の規定は、認定建築主が省令第29条に規定する計画の変更が省令第26条の軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付を求める場合に準用する。この場合において、第1項中「<u>第1条第1項</u>」とあるのは「<u>第23条第1項</u>」と、前項中「<u>第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（所管行政庁が必要と認める図書）</p> <p>第 3 条 <u>省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</u></p> <p>(1) <u>届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の</u></p>	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（所管行政庁が必要と認める図書）</p> <p>第 2 条 <u>省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に</u></p>

品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準と同等以上の計画である旨の認証を行った場合 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証による評価書（建築物全体を評価しているものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し

2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

定める書類

ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

(ア) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）

(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。）の写し

(2) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

2 省令第7条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー

<p>ア <u>次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</u></p> <p><u>(ア) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）</u></p> <p><u>(イ) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）</u></p> <p>イ <u>申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。）の写し</u></p> <p>(2) <u>法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類</u></p> <p>3 <u>省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める</u></p>	<p><u>ギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</u></p> <p>ア <u>登録建築物調査機関</u></p> <p>イ <u>登録住宅性能評価機関</u></p> <p>(2) <u>法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第3条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し</u></p> <p>(3) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し</u></p> <p>(4) <u>申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し</u></p>
---	--

図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

イ 登録住宅性能評価機関

(2) 法第12条第6項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合 当該適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

(3) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し

第4条 (略)

第5条 (略)

別記

第1号様式 (第4条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

(略)

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。

(略)

第2号様式 (第4条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

第3条 (略)

第4条 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

(略)

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条第1項の規定により報告します。

(略)

第2号様式 (第3条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

(略)

(略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第22号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条 (略)</p> <p><u>(完了検査申請書に添えるべき図書)</u></p> <p>第9条の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行つた場合にあつては、同令第11条に規定する軽微な変更</u>に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p><u>2 建築主事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、完了検査に当たつて必要と認める図書の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、法第18条第16項の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する同令第3条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第9条の3 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>第9条の2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第23号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(460)の7（略） <u>(460)の7の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u> <u>(460)の7の3 計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u> <u>(460)の7の4 軽微変更該当証明書交付手数料</u> (460)の8～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(460)の7（略） (460)の8～(585)（略）

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第368号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(平成26年 3月新潟県告示第506号)の一部を次のように改正し、平成29年 4月 1日から実施する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）	機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）
(略)		(略)	
(148) 3Dスキャニングシステム	(略)	(148) 3Dスキャニングシステム	(略)
(149) マイクロフォーカスX線CT装置	4,910円		
(略)		(略)	

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 3 号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県企業管理者 小 林 康 昌

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成 7 年新潟県企業局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（育児を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第10条の2 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第18条第1項第3号を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;">（育児を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第10条の2 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p>

(1)～(4) (略)

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

5・6 (略)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の3 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月において24時間、1年について150時間を超えて第10条第4項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2～5 (略)

6 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) (略)

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項又は第9項に規定する職員に該当しなくなった場合

7～9 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条の4 前2条（第10条の2第1項、第4項第4号から第6号まで、第10条の3第6項第4号及び第5号を除く。）の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまで

(1)～(4) (略)

5・6 (略)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の3 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月において24時間、1年について150時間を超えて第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2～5 (略)

6 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) (略)

7～9 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条の4 前2条（第10条の2第1項及び第4項第4号を除く。）の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、

の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、前条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び同条第9項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第10条の2第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、同条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と、前条第3項中「又は第9項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは、「に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか又は第9項に規定する公務の正常な運営の支障の有無」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」

同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第2項中「ならない。この場合において、前項及び第9項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第3項中「第1項又は第9項」とあるのは「第1項」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第14条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

(特別休暇)

第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(6) (略)

(7) 職員（企業局長が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者（当該生児について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であつて当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該生児を委託されている同法第6条の4に規定する養子縁組里親若しくは同条に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあつては、企業局長が別に定める時間）

(8)・(9) (略)

(10) 職員が次に掲げる看護又は介助を行う場合一の年において7日（中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

ア 負傷し、又は疾病にかかった次に掲げる者の看護を行う場合で、他に看護を行う者がいないときにおける当該看護

(ア) (略)

(イ) 子及びその他の1親等の親族

(ウ) (略)

(休暇の種類)

第14条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(特別休暇)

第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(6) (略)

(7) 職員（企業局長が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあつては、企業局長が別に定める時間）

(8)・(9) (略)

(10) 職員が次に掲げる看護又は介助を行う場合一の年において7（中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）が2人以上の場合にあつては、10日）日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

ア 負傷し、又は疾病にかかった次に掲げる者の看護を行う場合で、他に看護を行う者がいないときにおける当該看護

(ア) (略)

(イ) 1親等の親族

(ウ) (略)

<p>(エ) <u>2親等の親族</u> (オ) (略) イ (略) (11)～(22) (略) 2・3 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第18条 <u>介護休暇は、職員が要介護者(次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略) (4) <u>2親等の親族</u> (5) (略)</p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による職員の申出は、同項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、企業局長に対し行わなければならない。</u></p> <p>(介護時間)</p> <p>第18条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第20条 <u>病気休暇、特別休暇(第17条第1項第6号の休暇を除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、企業局長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>別表第2 (第17条関係) (略)</p>	<p>(エ) <u>2親等の親族で職員と同居しているもの</u> (オ) (略) イ (略) (11)～(22) (略) 2・3 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第18条 <u>介護休暇は、職員が次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略) (4) <u>2親等の親族で職員と同居しているもの</u> (5) (略)</p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)</p> <p>第20条 <u>病気休暇、特別休暇(第17条第1項第6号の休暇を除く。)、介護休暇及び組合休暇については、企業局長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>別表第2 (第17条関係) (略)</p>
---	--

備考 1 (略) <u>2</u> 子は、第10条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。 <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	備考 1 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の新潟県企業局企業職員勤務規程第20条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第18条第1項に規定する指定期間については、企業局長は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、この規程による改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第10条の2第1項中「に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とし、改正後の第17条第1項第7号中「に規定する養子縁組里親」とあるのは、「第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1797号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第 6 - 45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別資格基準表</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」は、職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「短大卒業程度」は、職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「高校卒業程度」は、職員採用試験（高校卒業程度）及び市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験並びにこれらに相当する正規の試験を示す。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>別表第 1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別資格基準表</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」は、職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「短大卒業程度」は、職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに相当する正規の試験を示し、「高校卒業程度」は、職員採用試験（高校卒業程度）及び市町村立小中養護学校事務職員採用試験並びにこれらに相当する正規の試験を示す。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第19</p> <p style="text-align: center;">休職期間等調整換算表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">引き続き勤務しない期間についての換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣</td> <td style="text-align: center;">$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般職員給与条例第38条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第40条第 2 項の休職並びに勤務時間規則第14条第 2 号に定める場合</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	引き続き勤務しない期間についての換算率	(略)		公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下	一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{3}{3}$ 以下	(略)		一般職員給与条例第38条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第40条第 2 項の休職並びに勤務時間規則第14条第 2 号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下	(略)		<p>別表第19</p> <p style="text-align: center;">休職期間等調整換算表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">引き続き勤務しない期間についての換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣</td> <td style="text-align: center;">$\frac{3}{3}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般職員給与条例第38条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第40条第 2 項の休職並びに勤務時間規則第14条第 2 号に定める場合</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">$\frac{1}{2}$ 以下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	引き続き勤務しない期間についての換算率	(略)		公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下	(略)		一般職員給与条例第38条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第40条第 2 項の休職並びに勤務時間規則第14条第 2 号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下	一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下	(略)	
事 由	引き続き勤務しない期間についての換算率																												
(略)																													
公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下																												
一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{3}{3}$ 以下																												
(略)																													
一般職員給与条例第38条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第40条第 2 項の休職並びに勤務時間規則第14条第 2 号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下																												
(略)																													
事 由	引き続き勤務しない期間についての換算率																												
(略)																													
公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣	$\frac{3}{3}$ 以下																												
(略)																													
一般職員給与条例第38条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第40条第 2 項の休職並びに勤務時間規則第14条第 2 号に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下																												
一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合	$\frac{1}{2}$ 以下																												
(略)																													

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第19の規定は、この規則の施行の日以後の一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に定める場合の期間について適用し、この規則の施行の日前の同期間については、なお従前の例による。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1798号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第 6 - 224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p><u>(8) 一般職員勤務時間条例第16条の2又は市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u></p> <p><u>(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u></p> <p><u>(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて <u>1 日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日</u>が90日を超える場合には、その勤務しなかつた期間</p> <p><u>(9)</u> （略）</p> <p><u>(10)</u> （略）</p>

第 2 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第 1（第 7 条の 4 関係）</p> <p>期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（略）</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期</p>	<p>別記様式第 1（第 7 条の 4 関係）</p> <p>期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（略）</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事 <u>（新潟市長）</u> に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期</p>

<p>間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県 <u>(新潟市)</u> を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 - 92号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加条等並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第 8 条の 2 <u>一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 4 に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p><u>2</u> 一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項のその他人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（<u>一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条第 1 項第 1 号を除き、以下同じ。）を保育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第 8 条の 2 一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を保育することができるものとして第2項に規定する者に該当することとなった場合

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が一般職員勤務時間条例第9条の2第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

6 (略)

7 (略)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の3 一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）は、当該請求に係る一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「時間外勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。この場合において、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と一般職員勤務時間条例第9条の2第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3・4 (略)

5 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかった

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を保育することができるものとして第1項に規定する者に該当することとなった場合

5 (略)

6 (略)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の3 一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第4項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）は、当該請求に係る一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「時間外勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。この場合において、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と一般職員勤務時間条例第9条の2第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第4項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3・4 (略)

5 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかった

ものとみなす。

(1)～(3) (略)

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

6・7 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 前2条(第8条の2第1項、第2項、第5項第4号から第6号まで、第8条の3第5項第4号及び第5号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員の勤務の制限について準用する。この場合において、第8条の2第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(第16条第1項第3号に掲げる者に限る。)」と、前条第2項中「第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項に規定する措置(以下「業務を処理するための措置」という。)を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは、「市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項に規定する措置(以下「業務を処理するための措置」という。)を講ずることが著しく困難であるかどうか又は一般職員勤務時間条例第9条の2第3項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第3項に規定する公務の正常な運営の支障の有無」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(第16条第1項第3号に掲げる者に限る。)」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立

ものとみなす。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 前2条(第8条の2第1項及び第4項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員の勤務の制限について準用する。この場合において、第8条の2第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第1項中「第9条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第9条の2第2項」と、「第8条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第8条の2第2項」と、「ならない。この場合において、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と一般職員勤務時間条例第9条の2第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項中「第9条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第9条の2第2項」と、「第8条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第8条の2第2項」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立

学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(6) (略)

(7) 職員（委員会が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者（当該生児について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該生児を委託されている同法第6条の4に規定する養子縁組里親若しくは同条に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあっては、委員会が別に定める時間）

(8)・(9) (略)

(10) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 子及びその他の1親等の親族

(ウ) (略)

(エ) 2親等の親族

(オ) (略)

イ (略)

(11)～(22) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

第16条 一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の人事委員会規則で定める者は次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 2親等の親族

(3) (略)

2 (略)

3 一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の人事委員会規則で定める職員の申出は、一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間

学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(6) (略)

(7) 職員（委員会が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあっては、委員会が別に定める時間）

(8)・(9) (略)

(10) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 1親等の親族

(ウ) (略)

(エ) 2親等の親族で職員と同居しているもの

(オ) (略)

イ (略)

(11)～(22) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

第16条 一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の人事委員会規則で定める者は次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 2親等の親族で職員と同居しているもの

(3) (略)

2 (略)

条例第15条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者又は市町村教育委員会に対し行わなければならない。

4 （略）

5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第16条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第20条 任命権者又は市町村教育委員会は、介護休暇の請求について、一般職員勤務時間条例第16条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項に定める場合又は一般職員勤務時間条例第16条の2第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間を除き、これを速やかに承認しなければならない。ただし、一般職員勤務時間条例第16条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間については、1週間経過日までに承認することができる。

（休暇の手続）

第22条 職員は、年次有給休暇を請求し、又は病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認を受けようとするときは、次項及び第3項に定めるほか、任命権者又は市町村教育委員会の定める手続によらなければならない。

2 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者又は市町村教育委員会に請求しなければならない。

3 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者又は市町村教育委員会が定める場合に

3 （略）

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて4時間の範囲内とする。

（介護休暇の承認）

第20条 任命権者又は市町村教育委員会は、介護休暇の請求について、一般職員勤務時間条例第16条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間を除き、これを速やかに承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間については、1週間経過日までに承認することができる。

（休暇の手続）

第22条 職員は、年次有給休暇を請求し、又は病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認を受けようとするときは、次項及び第3項に定めるほか、任命権者又は市町村教育委員会の定める手続によらなければならない。

2 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者又は市町村教育委員会に請求しなければならない。

3 前項の場合において、一般職員勤務時間条例第16条第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括

<p>は、任命権者又は市町村教育委員会が定める期間)について一括して請求しなければならない。</p> <p>別表第2 (第15条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 子は、一般職員勤務時間条例第9条の2第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>して請求しなければならない。</p> <p>別表第2 (第15条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成29年新潟県条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第2項における人事委員会規則に定める期間の指定は、同項の規定により申出のあった期間が、改正後の第20条の規定により、公務の運営に支障がある日又は時間であるとして介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとする。
- 改正条例附則第3項における人事委員会規則に定める期間の指定は、同項の規定により申出のあった期間が、改正後の第20条の規定により、公務の運営に支障がある日又は時間であるとして介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとする。
- 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の第15条第1項第7号中「に規定する養子縁組里親」とあるのは、「第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第14-11号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則第14-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業等計画の申出)</p> <p>第1条の2 <u>育児休業条例第3条第5号又は第11条第6号</u>に規定する再度の育児休業又は育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児休業等計画書により、育児休業等の承認の請求と同時にを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(育児休業等計画の申出)</p> <p>第1条の2 <u>育児休業条例第3条第4号又は第11条第5号</u>に規定する再度の育児休業又は育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児休業等計画書により、育児休業等の承認の請求と同時にを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第14-12号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない非常勤職員）</p> <p>第2条 育児休業条例第2条第4号イの任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）が1歳6か月に達する日までの間に任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</u></p> <p><u>(2) （略）</u></p>	<p>（育児休業をすることができない非常勤職員）</p> <p>第2条 育児休業条例第2条第4号イの任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 養育する子が1歳に達する日（以下「子の1歳到達日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれない非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、当該任期が更新されないこと又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</u></p> <p><u>(3) （略）</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。